

第7次阿蘇広域行政事務組合
地球温暖化対策実行計画

令和7年度～令和9年度

令和7年3月

阿蘇広域行政事務組合

目次

第1章 基本的事項

- 1. 背景 2
- 2. 計画の目的 2
- 3. 計画期間・基準年度 3
- 4. 対象範囲 3
- 5. 対象とする温室効果ガス 4

第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

- 1. 基準年度の温室効果ガス排出量 4
- 2. 温室効果ガスの排出内訳 4
- 3. 温室効果ガスの排出削減目標 5

第3章 具体的な取組

- 1. 施設設備等の運用改善・更新 6
- 2. 物品購入等 6
- 3. その他の取組 6

第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

- 1. 推進体制 7
- 2. 点検体制 8
- 3. 進捗状況の公表 8

第1章 基本的事項

1. 背景

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされている。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されており、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大している。個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではないが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されており、環境的な面だけでなく、社会的、経済的にも大きな影響を及ぼす可能性がある。これらの環境問題に対し、温室効果ガスの削減に向けた国際的な対策が進められている。

2015年（平成27年）11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、新たな法的拘束力のあるパリ協定が採択された。パリ協定では、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げるなどの国際的な枠組みが構築された。

こうした世界的動向を受け、国は、2020年（令和2年）10月に温室効果ガスの排出を2050年までに全体としてゼロにする、すなわち「2050年カーボンニュートラル」、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言した。2021年（令和3年）10月には、新たな「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、2030年度（令和12年度）において、温室効果ガスを2013年度（平成25年度）から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示された。

さらには、2025年（令和7年）2月に前回の計画を改定した新たな「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、2030年度（令和12年度）目標と2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、2035年度（令和17年度）、2040年度（令和22年度）において、温室効果ガスを2013年度（平成25年度）からそれぞれ60%、73%削減することを目指す新たな削減目標が示された。

2. 計画の目的

「第7次阿蘇広域行政事務組合地球温暖化対策実行計画」は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計

画に即して、阿蘇広域行政事務組合（以下「組合」という。）が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取り組みを推進し、温室効果ガスの排出量を削減するとともに、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

3. 計画期間・基準年度

計画期間は、令和7年度から令和9年度までの3年間とし、計画の基準年度については、国の地球温暖化対策計画に基づき平成25年度とする。

なお、本計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとする。

4. 対象範囲

本計画は、組合が行う全ての事務及び事業とし、出先機関等を含めた全ての組織及び施設を対象とする。

【対象施設一覧】

施設名	住所
大阿蘇環境センター未来館 (※事務局庁舎を含む)	阿蘇市跡ヶ瀬177番地
大阿蘇環境センター蘇水館	阿蘇市赤水266番地
阿蘇中部斎場	阿蘇市一の宮町宮地4556番地18
阿蘇北部斎場	阿蘇郡南小国町大字中原1589番地2
南阿蘇霊照苑	阿蘇郡南阿蘇村大字中松3441番地1
最終処分場	阿蘇市黒川1847番地
中部清掃センター	阿蘇市黒川1893番地1
南部中継基地	阿蘇郡高森町大字色見1997番地5
滝美園クリーンセンター	阿蘇郡小国町大字宮原2941番地
滝美園	阿蘇郡小国町大字宮原2941番地
消防本部及び中部消防署	阿蘇市黒川1423番地1
北部分署	阿蘇郡小国町宮原1818番地1
南部分署	阿蘇郡南阿蘇村吉田999番地
野尻草部分駐所	阿蘇郡高森町中338番地4
産山波野分駐所	阿蘇市波野大字小地野1111番地2
特別養護老人ホーム阿蘇みやま荘	阿蘇市黒川1365番地
養護老人ホーム湯の里荘	阿蘇郡南阿蘇村両併2385番地

5. 対象とする温室効果ガス

本計画で、削減対象とする温室効果ガスは、温対法第2条第3項で定められた削減対象となる7種類の物質のうち二酸化炭素を対象とする。

なお、温対法第2条第3項で定められた削減対象となる7種類のうち二酸化炭素以外の6種類の物質については、排出があったとしてもごく少量であり、測定困難なため対象から除くものとする。

第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

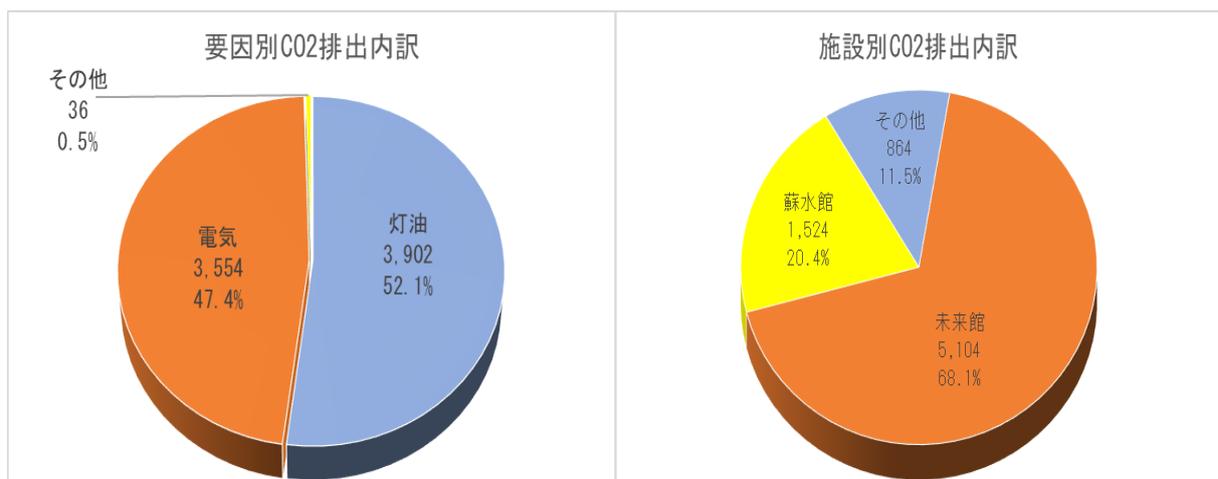
1. 基準年度の温室効果ガス排出量

組合の事務及び事業に伴う温室効果ガス排出量は、基準年度である平成25年度において、7,492t-CO₂となっている。

2. 温室効果ガスの排出内訳

基準年度（平成25年度）における温室効果ガス排出量を排出要因別に見ると、灯油の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の52.1%を占め、次いで電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の47.4%を占めている。

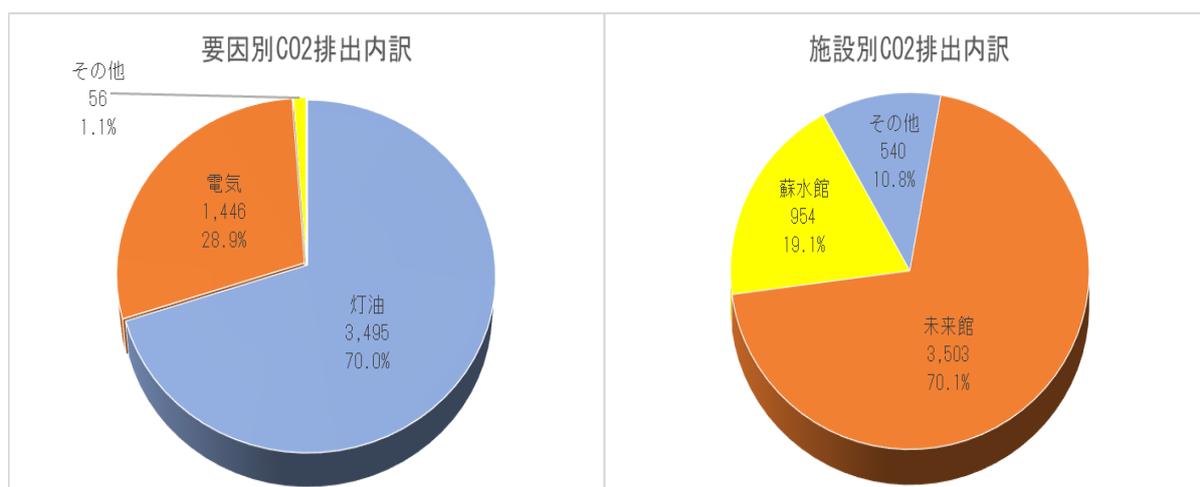
また、施設別で見ると、RDF事業及びリサイクル事業を行っている大阿蘇環境センター未来館（事務局庁舎を含む。）が全体の68.1%を占め、次いで、し尿処理業務を行っている大阿蘇環境センター蘇水館が全体の20.4%を占めている。



(グラフ内数値の単位：t-CO₂)

また、直近年度（令和5年度）の温室効果ガス排出量は、4,997 t-CO₂であり、その温室効果ガス排出量を排出要因別に見ると、灯油の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の70.0%を占め、次いで電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の28.9%を占めている。

また、施設別で見ると、RDF事業及びリサイクル事業を行っている大阿蘇環境センター未来館（事務局庁舎を含む。）が全体の70.1%を占め、次いで、し尿処理業務を行っている大阿蘇環境センター蘇水館が全体の19.1%を占めている。



(グラフ内数値の単位：t-CO₂)

3. 温室効果ガスの排出削減目標

目標年度（令和9年度）に、基準年度（平成25年度）比で40%削減することを目標とする。

さらに、国の地球温暖化対策計画中期目標に基づき、令和12年度に平成25年度比で46%削減することも目指し、挑戦を続ける。

区分	基準年度排出量 (平成25年度)	削減目標	目標年度排出量 (令和9年度)
二酸化炭素 (CO ₂)	7,492 t-CO ₂	40%	4,495 t-CO ₂

第3章 具体的な取組

1. 施設設備等の運用改善・更新

- ・保有している施設設備等について、高効率・省エネルギーで運転運用できるよう運転方法の調整や運用方法を見直す。
- ・新たに施設設備を導入する際や保有している施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入し、省エネルギー化を推進する。
- ・高効率照明への更新を順次行う。
- ・空調機器のフィルター類の清掃頻度を上げて送風効率を向上させる。
- ・省エネルギー型の空調設備への更新を進める。

2. 物品購入等

- ・「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」に基づく取組を推進し、省資源・省エネルギー化に努める。
- ・電気製品等の物品の新規購入やリースをする際には、長寿命タイプ・省エネルギータイプで環境負荷の少ないものの購入に努める。
- ・事務用品は、リサイクル製品やエコマーク、グリーンマークの表示がある製品など環境に配慮したものを優先的に購入するよう努め、詰替タイプやリサイクル可能な消耗品を購入する。

3. その他の取組

①電気使用量の削減

- ・効果的かつ計画的な事務処理に努め、時間外事務の削減を図り、照明の点灯時間の削減に努める。また、昼休み時や不必要箇所の消灯など電気使用の適正化を図る。

②燃料使用量の削減

- ・施設の立地及び組合構成市町村を取り巻く公共交通網の現状では、公用車による移動に頼らざるを得ないのが現状であるため、職員各々のエコドライブ意識向上により使用量の削減を図る。
- ・公用車の更新時には、電動車（EV・FCV・PHEV・HV）の導入を図り、燃料使用量及び温室効果ガスの排出量を削減する。

※電動車：電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、ハイブリッド自動車（HV）

- ・ R D F 生成に伴う灯油使用量の削減を図るため、構成市町村の広報誌等で生ごみ等の水分を切ることやごみの分別の徹底等を周知する。また、R D F 生成における業務の適正化を図る。

③環境保全に関する意識向上、率先実行の推進

- ・ 職員が参加出来る環境保全活動について、必要な情報提供を行う。
- ・ クールビズ及びウォームビズを推進する。
- ・ 施設の冷暖房は、利用状況に応じた管理を行う。

④再生可能エネルギーの導入

- ・ 再生可能エネルギー（太陽光・風力・バイオマス等）の導入を検討する。

第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

1. 推進体制

当組合は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（以下「省エネ法」という。）第7条第1項の規定に基づき特定事業者に、省エネ法第13条第1項の規定に基づき大阿蘇環境センター未来館が第二種エネルギー管理指定工場等として指定されている。

この指定に伴い、省エネルギー及び地球温暖化対策を推進する目的で省エネ法における中長期計画の策定を行っており、その計画は組合の温室効果ガス排出量削減に有効であることから、省エネ法における管理体制を踏まえ、本計画における推進体制を設ける。

なお、推進体制は実行計画管理統括者及び実行計画推進者から構成し、次のとおり選任する。

(1) 実行計画管理統括者

実行計画の策定及び実施管理において統括を行う。省エネ法第8条第1項の規定に基づき選任しているエネルギー管理統括者をもって充てる。

(2) 実行計画推進者

実行計画の策定及び実施管理において実行計画管理統括者を実務面から補佐する。省エネ法第9条第1項の規定に基づき選任しているエネルギー管理企画推進者及び省エネ法第14条第1項の規定に基づき選任しているエネルギー管理員をもって充てる。

なお、省エネ法におけるエネルギー管理企画推進者は、主として組合全体のエネルギー使用状況の管理及び実務を行い、省エネ法におけるエネルギー管理員は、主として所管する指定工場等のエネルギー使用状況の管理を行う。

2. 点検体制

実行計画管理統括者及び実行計画推進者は、定期的に実行計画の進捗状況を把握し、年1回点検評価を行う。

3. 進捗状況の公表

計画の進捗状況、点検評価結果及び直近年度の温室効果ガス排出量については、年1回、次の方法により公表する。

- (1) 組合掲示板に掲示
- (2) 組合ホームページに掲載